

過少申告
無申告 加算税賦課決定 第 号
重

関税の加算税賦課決定明細書

(内国消費税等の加算税賦課決定明細書兼用)

上記の過少申告・無申告・重加算税賦課決定通知書の過少申告・無申告・重加算税の税額の算出根拠は以下のとおりである。

◎過少申告・無申告・重加算税の計算の基礎となる本税額の計算(注1)

輸入申告書の番号及び申告年月日	受入科目	今回納付すべき(増差)税額(注1)	隠ぺい又は仮装以外の事実に基づく税額			重加算税の基礎となる税額(端数処理前)
			正当な理由に基づく税額	過少申告又は無申告加算税の基礎となる税額(端数処理前)		
()	関税	a 円	b 円	c 円	d (b-c) 円	e (a-b) 円
	税	円	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	円	円	円
()	関税	円	円	円	円	円
	税	円	円	円	円	
	消費税及び地方消費税	円	円	円	円	円

【正当な理由があると認めた事実】

--

◎過少・無申告加算税(加算分)の計算の基礎となる本税額の計算(注1)

	受入科目	当初申告税額(又は50万円)(注2)	累積増差税額等(注3)	過少・無申告加算税(加算分)対象税額(端数処理前)(注4)	備考
()	関税	f 円 ()	g 円	h (d+g-f) 円 ()	
	税	円 ()	円	円 ()	
	消費税及び地方消費税	円 ()	円	円 ()	
()	関税	円 ()	円	円 ()	
	税	円 ()	円	円 ()	
	消費税及び地方消費税	円 ()	円	円 ()	

(注1) 減額更正に基づき、加算税額を減額する場合、当明細書には本来納付すべきであった加算税額を算出し記載する。その際「今回納付すべき(増差)税額」の欄には「本来納付すべきであった(増差)税額」を記載する。

(注2) 過少申告加算税の場合、当初申告に係る税額が50万円を下回るときは、同欄には50万円を記載し、同欄の下段に当初申告税額を括弧書で記載する。無申告加算税の場合、同欄には50万円を記載する(同欄下段は使用しない)。

(注3) 累積増差税額から、前回までの修正申告・更正又は決定により算出した「重加算税の基礎となる額」及び「正当な理由に基づく税額」の累計税額を減算した額を記載する。

(注4) 累積増差税額(g)と過少・無申告加算税の基礎となる税額(d)の合計が当初申告税額(f)を超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))について、この金額を過少・無申告加算税の基礎となる税額(d)が下回るときは、同欄には(d)に記載した金額を記載し、併せて同欄の下段に括弧書でを超えることとなる部分に相当する金額(h (d+g-f))を記載する。